公共工事安全推進計画

令和５年度

栃木県日光土木事務所

|  |
| --- |
| 目 次  ○日光土木事務所公共工事安全推進計画・・・・・・・・・・・・Ｐ.1～  ○建設工事安全管理調査実施規則・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.4  ○【別紙】安全管理チェックリスト指示事項の処理手順 ・・・・Ｐ.5  ○各様式等  ・【様式－１】建設工事安全管理調査報告書  ・【様式－２】安全管理チェックリスト指示事項の改善について  ・【様式－３】安全管理チェックリスト（別添資料） |

日光土木事務所公共工事安全推進計画

１　実施項目

（１）安全教育の徹底

・所内職員を対象とした発注技術者に対する安全講習会を実施する。

・管内建設業者を対象とした安全講習会を実施する。

（２）現場指導の強化

・定期的な安全パトロールを実施する。

(別途定める｢建設工事安全管理調査実施規則｣に基づき調査を実施する)

・現場における責任者を明確にし､安全管理の徹底を図る。

（３）連絡体制の強化

・発注者と関係機関の連絡が常にとれるような連絡網の整備を図る。

２　指導項目

（１）管理体制の強化

・各社の組織的な安全管理を図る。(作業毎の安全管理者､安全管理員の配置)

・現場代理人､主任技術者等の常駐の徹底を図る。

・隣接工事における安全管理連絡協議会の設置強化を図る。

・監督員による施工体制管理の徹底を図る。

（２）作業環境の整備

・現場内の整理整頓の徹底を図る。

・作業員配置の適正化を図る。

・適正な作業時間の設定を図る。(作業員の健康管理)

・若年の現場代理人､保安責任者等の意見を現場作業員が聞く環境の整備を図る。

・現場の作業環境に応じた服装､装備を十分整える。

（３）計画･管理の徹底

・施工計画の施工前提出の徹底を図る。

・施工計画のチェック体制の確立と実施現場の整合性のチェックの徹底を図る。

・ＴＢＭ及びＫＹ(危険予知)活動の完全実施を図る。

・ＰＤＣＡ(立案･施工･検討･処理)サイクルの徹底を図る。

・作業員に現場の状況を十分理解させる。(施工内容､現場状況､使用機械等)

（４）施策制度的な対策

・下請け通知の早期提出及び確認の徹底を図る。

・職場環境を魅力あるように整える。

３　重点安全対策５項目 【Ｒ５県土整備部策定】

Ⅰ．建設機械の稼働等に関連した人身事故防止

① 危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底

② 適切な施工機械の選定及び使用

③ 誘導員の配置

④ 玉掛作業

⑤ 作業員に対する作業方法の周知

Ⅱ．足場・法面等からの墜落による人身事故防止

① 作業方法及び順序の周知

② 墜落防止設備の設置、使用

③ 安全通路の設定、周知徹底

④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

Ⅲ．第三者等への損害事故防止

① 適切な交通誘導の実施

② 狭い作業空間での安全管理

③ 一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保

④ 保安施設等の設置状況の確認

⑤ 交通事故の防止

⑥ 除草作業等における飛散の防止

Ⅳ．架空線及び地下埋設物等の破損防止

① 架空線に対する事前確認

② 地下埋設物に対する事前調査

③ 目印表示等の設置、作業員への周知

④ 監視員の配置

⑤ アーム・荷台は下げて移動

Ⅴ．熱中症の防止、健康・衛生管理の徹底

① 良好な作業環境の確保

② 作業時間の見直し、対策実施状況の確認

③ 作業員等の健康状態チェック

④ 緊急時の対応

建設工事安全管理調査実施規則

第１条（適用範囲）

本規則は､日光土木事務所所管の発注工事に適用し､調査は本則及び労働安全衛生法等に基づき実施する。

第２条（目的）

この調査は､工事現場における労働災害の防止のための安全管理を徹底することを推進し､職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

第３条（調査者及び総括者）

調査者は､原則として各部長及び課長を班長とし､総括者は次長とする。

第４条（調査日）

調査は､定期パトロールを年４回実施し､別途､特別パトロールを不定期で実施する。

第５条（班体制）

調査班体制は､原則として１班４名とし､５班体制で実施する。

第６条（調査箇所）

調査箇所は､原則として全工事を対象とし､１箇所につき年１回の調査を実施する。

第７条（報告）

調査班長及び監督員は､【別紙】安全管理チェックリスト指示事項の処理手順に基づき、速やかに【様式－１】､【様式－２】及び【様式－３】により企画調査課に報告する。また、提出された報告様式については､企画調査課で供覧の上､保管する。

【別紙】安全管理チェックリスト指示事項の処理手順

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 調査員 | ・【様式－３】により安全点検を実施する。  ・指示事項がある場合､現地で【様式－２】を２部作成し､請負業者に直接通知（指示）する。(１部は請負業者､１部は調査班控えとする)  ・請負業者に行った通知（指示）の内容を監督員に報告する。 |
| 1. 請負業者 | ・指示事項に対して改善策･措置等を回答する。（回答は調査班が作成した【様式－２】に記入押印して提出する）  ・通知（指示）された日から３日以内に監督員に提出する。（３日には土日祝日を含んでいる） |
| 1. 監督員 | ・監督員→主任監督員→総括監督員 の順で内容を確認し､押印後に各調査班長に提出する。 |
| 1. 調査班長 | ・調査班内で内容を確認し､【様式－１】､【様式－２】及び【様式－３】を企画調査課に提出する。 |
| 1. 企画調査課 | ・各調査班から提出された報告様式をとりまとめ、回覧、保管する。 |